

旭川医科大学病院輸血療法委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院輸血療法委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院輸血療法委員会規程（平成18年旭医大達第43号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 臨床検査・輸血部長</p> <p>(2) 臨床検査・輸血部副部長のうちから 1人</p> <p>(3) 手術部副部長</p> <p>(削除)</p> <p><u>(4) 救命救急センター副センター長のうちから 1人（新設）</u></p> <p>(5) 診療科（精神科神経科，眼科，放射線科，<u>救急科</u>及びリハビリテーション科を除く。内科及び外科にあつては領域。）の教員 各1人</p> <p>(6) 臨床検査・輸血部輸血・細胞療法部門の技師のうちから 一人</p> <p>(7) 副薬剤部長のうちから 1人</p> <p>(8) 経営企画部副部長（経営戦略担当）</p> <p>(9) 副看護部長（業務担当）</p> <p>(10) 専任リスクマネジャーのうちから 1人</p> <p>(11) 看護師長又は副看護師長のうちから 若干人</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 臨床検査・輸血部長</p> <p>(2) 臨床検査・輸血部副部長のうちから 1人</p> <p>(3) 手術部副部長</p> <p><u>(4) 集中治療部副部長</u></p> <p>(5) 診療科（精神科神経科，眼科，放射線科及びリハビリテーション科を除く。内科及び外科にあつては領域。）の教員 各1人</p> <p>(6) 臨床検査・輸血部輸血・細胞療法部門の技師のうちから 一人</p> <p>(7) 副薬剤部長のうちから 1人</p> <p>(8) 経営企画部副部長（経営戦略担当）</p> <p>(9) 副看護部長（業務担当）</p> <p>(10) 専任リスクマネジャーのうちから 1人</p> <p>(11) 看護師長又は副看護師長のうちから 若干人</p>

- (12) 輸血専任看護師
- (13) 診療技術部臨床工学技術部門長
- (14) 経営企画課長
- (15) 医療支援課長

2 前項第2号、第4号から第7号、第10号及び第11号の委員は病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第4号から第7号、第10号及び第11号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(略)

#### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

#### 【改正理由】

輸血療法委員会の構成員を見直し、もって委員会の円滑な運営を図るため、所要の改正を行うものである。

- (12) 輸血専任看護師
- (13) 診療技術部臨床工学技術部門長
- (14) 経営企画課長
- (15) 医療支援課長

2 前項第2号、第5号から第7号、第10号及び第11号の委員は病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第5号から第7号、第10号及び第11号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(略)